

東京圏 国家戦略特別区域ワーキンググループヒアリング 農林水産省説明資料

MAFF

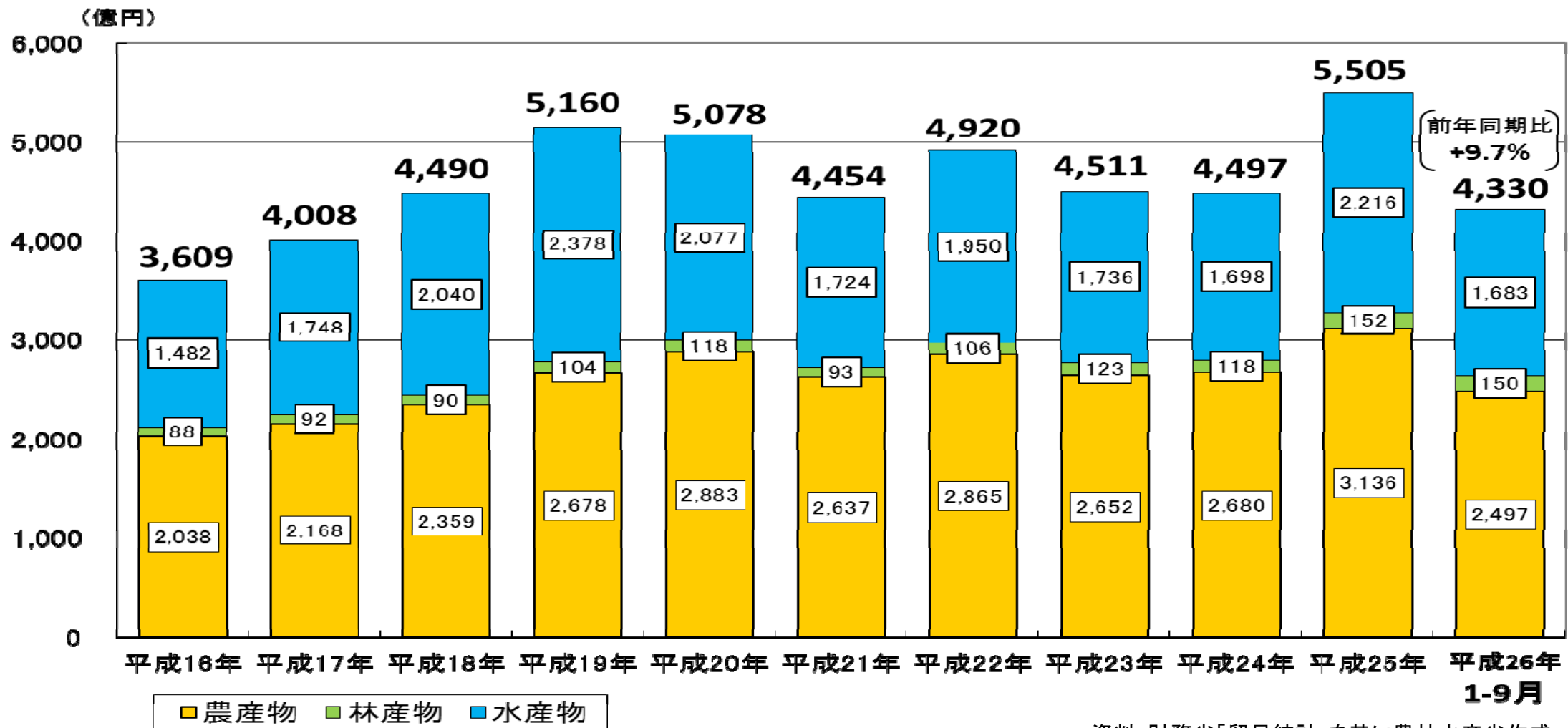
平成26年11月28日

農林水産省



農林水産物・食品の輸出額の推移

- 農林水産物・食品の輸出額につき、1兆円水準とすることが目標。
- 近年の輸出は、円高や平成23年3月の原発事故の影響などにより、落ち込みが生じていたが、平成25年は、昭和30年に輸出額の統計を取り始めて以来の最高値となった。本年も1～9月期で9.7%増と堅調に伸びている。



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

為替レート (円/ドル)	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年(9月)
	108	110	116	118	103	94	88	80	80	98	102

出典：日本銀行「基準外国為替相場」

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の状況

H26. 11. 20 現在

規制措置の内容	国 数	国・地域名
一部の都道府県を対象に 輸入停止	12 カ国 ・ 地域	韓国、中国、ブルネイ、ニューカレドニア、レバノン、シンガポール、香港、マカオ、台湾、フィリピン、米国、ロシア
一部又は全ての都道府県 を対象に検査証明書を要 求	21 カ国 ・ 地域	インドネシア、タイ、アルゼンチン、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、イラク、オーストラリア、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ボリビア、ブラジル、EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、イス、リヒテンシュタイン）
自国での検査のみ	8 カ国	インド、ネパール、パキスタン、ウクライナ、イスラエル、イラン、トルコ、モーリシャス
合 計	41 カ国 ・ 地域	

注) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は、国・地域によって異なる。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化(韓国)。

現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例 (平成26年11月11日現在)

輸出先国・地域	輸出額 (平成25年) ※括弧内は 輸出額に占 める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,250億円 (23%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	819億円 (16%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	735億円 (13%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品
中国	508億円 (9%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	373億円 (7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	全ての水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため実質上輸入停止。

東日本大震災について～東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸出証明書発行業務の国への移管について～

現在、道府県が行っている食品等の放射性物質規制に係る輸出証明書の発行業務を平成 25 年 4 月 1 日から農林水産省へ移管します。

1. 概要

東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、諸外国から求められている食品等の放射性物質規制に係る輸出証明書の発行業務については、これまで一部を除き道府県がその業務を実施してきました。

平成 25 年度からは、本業務について、農林水産省が行うこととし、平成 25 年 4 月 1 日から輸出証明書の申請の受付を開始します。

2. 発行体制

地方農政局等（北海道農政事務所及び沖縄総合事務局を含む。）及び主要港湾を管轄地域内に擁する地域センターで証明書の発行業務を実施します。

業務の移管に伴い、審査基準及び審査に必要な根拠書類の統一化を図るとともに、そのルールを公表することにより、事業者の利便の向上を図ります。

（参考）

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行について

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

＜添付資料＞

- ・ 食品等の諸外国向け輸出証明書の申請窓口一覧

お問い合わせ先**食料産業局輸出促進グループ****担当者：中、添野、小島****代表：03-3502-8111 (内線 4309)****ダイヤルイン：03-6744-2061****FAX：03-6738-6475****当資料のホームページ掲載 URL****<http://www.maf.go.jp/j/press/>**

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 輸出証明書発行業務の国への移管について

1. 趣旨

- (1) 原発事故以来、諸外国から求められた放射性物質残留に係る輸出証明書の発行業務については、当面の対応として、都道府県がその業務を実施。
- (2) しかしながら、本来、国の業務であるとして全ての都道府県が業務返上の意向を示している中で、輸出証明書の発行業務に伴う都道府県の負担を考慮するとともに、証明書の発行業務の円滑化を図るため、平成25年度からは本業務について、農林水産省が行うこととし、4月1日から輸出証明書の申請の受付を開始する。
- (3) また、これまでには都道府県の証明書の発行の運用にバラつきがあったため、都道府県ごとに申請の際に提出する根拠書類が異なるなど事業者には負担が生じていることから、業務の移管に伴い、審査基準及び審査に必要な根拠書類の統一化を図るとともに、そのルールを公表することにより、事業者の利便の向上を図る。

2. 発行体制

地方農政局等（北海道農政事務所及び沖縄総合事務局を含む。）及び主要港湾を管轄地域内に擁する以下の地域センターで証明書の発行業務を実施。

千葉地域センター、東京地域センター、横浜地域センター、
静岡地域センター、大阪地域センター、神戸地域センター、
福岡地域センター

平成25年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平素は、本会の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、7月19日、20日開催の全国知事会議におきまして、別添の「平成25年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を決議いたしました。

国におかれましては、これら提案・要望の趣旨を踏まえ、今後の予算編成及び施策の展開に当たり、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年7月

平成24年7月20日

全国知事会
会長 山田 啓



全国知事会

また、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉については、農林水産分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが強く懸念されることから、国民への情報開示に努め、十分な国民的議論を行うとともに、国民合意を得た上で交渉参加の可否を判断すること。

(10) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備等について、全面的な支援を行うこと。
- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染を迅速に行うこと。
- ・農林水産物に使用する資材の放射性物質に関する基準が各省庁から示されているが、その整合性が取れていないことなどの問題があるため、統一的な考え方を示すなど必要な措置を講じること。
- ・食品中の放射性物質に関する新基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外への情報発信を積極的に行うなど、風評の払しょくに努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
- ・国産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。また、輸出証明書の発行など、輸出に関連する業務は、国が責任を持って行うこと。

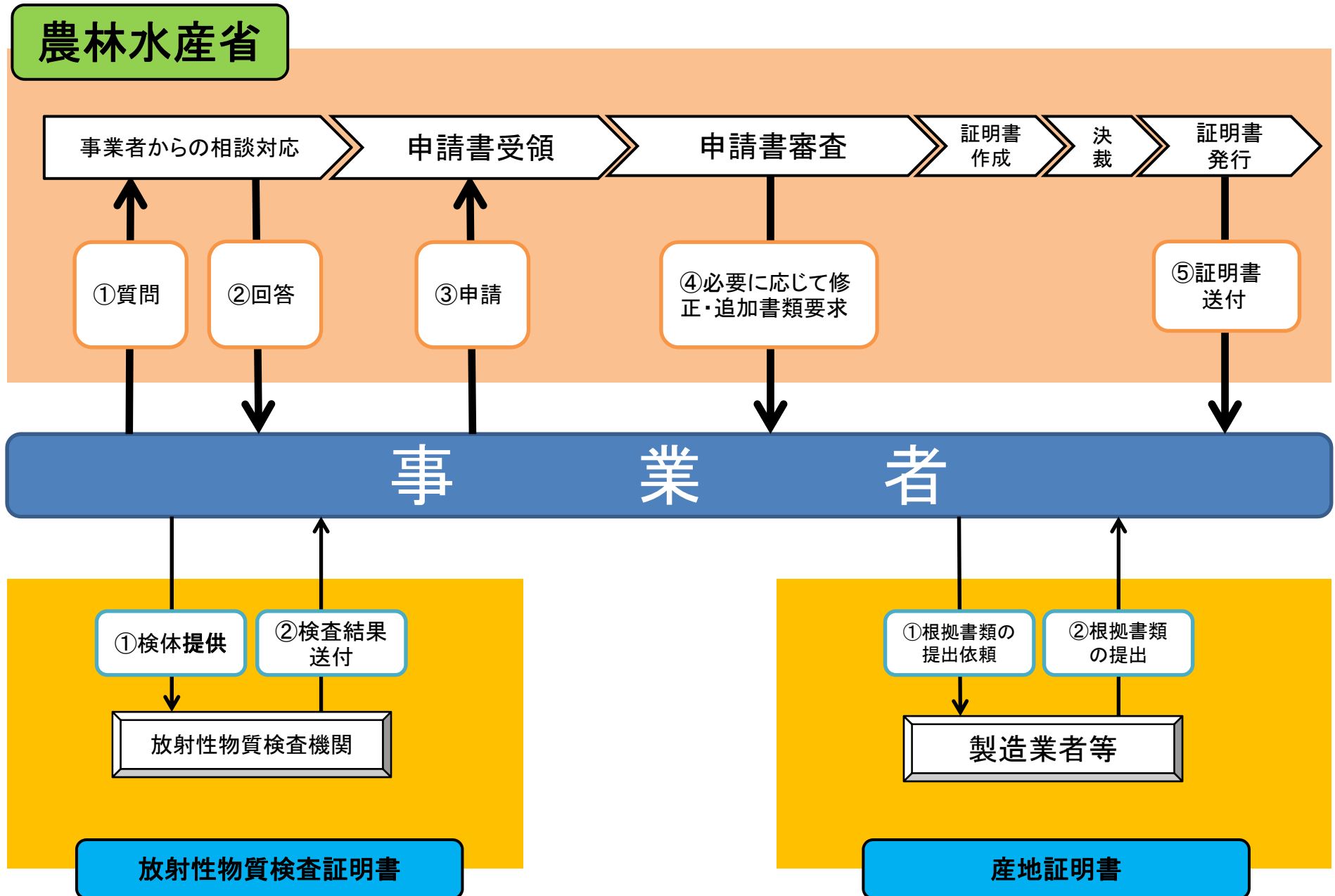
(11) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないように厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

(12) 燃油価格・肥料価格や配合飼料価格が長期にわたり高騰し、農家の実質負担が増加していることから、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度を拡充・強化すること。

2 林業の振興について

(1) 森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるため、「地球温暖化対策のための税」の用途に加えるなど、必要な財源の確保を図るとともに、税収を地方公共団体に重点的に配分して、地域の主体的な取組を支援すること。

輸出証明書の発行に関する業務の流れ



諸外国向け輸出証明書の申請窓口一覧

(平成 25 年 9 月 1 日現在)

※ 【 】・・・各農政局等が管轄する都道府県です。

担当課・室	電話番号	FAX 番号
北海道農政事務所 (農政推進部 経営・事業支援課)	【北海道】 011-642-5485	011-613-3793
東北農政局 (経営・事業支援部 事業戦略課) 【青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県】	022-263-1111 (内線 4372、4552)	022-722-7378
関東農政局 (経営・事業支援部 事業戦略課) 【茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・山梨県・長野県】	048-740-0111	048-740-0081
関東農政局 千葉地域センター	【千葉県】 043-251-8307	043-252-5261
関東農政局 東京地域センター	【東京都】 03-5144-5257	03-5144-5276
関東農政局 横浜地域センター	【神奈川県】 045-211-7191	045-201-8575
関東農政局 静岡地域センター	【静岡県】 054-249-3900	054-246-3337
北陸農政局 (経営・事業支援部 事業戦略課) 【新潟県・富山県・石川県・福井県】	076-232-4233	076-234-3076
東海農政局 (経営・事業支援部 事業戦略課) 【岐阜県・愛知県・三重県】	052-715-3073	052-211-6359
近畿農政局 (経営・事業支援部 事業戦略課) 【滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県】	075-451-9161(内線 2746)	075-414-7345
近畿農政局 大阪地域センター	【大阪府】 06-6941-9064	06-6943-9699
近畿農政局 神戸地域センター	【兵庫県】 078-331-9950	078-331-2550
中国四国農政局 (経営・事業支援部 事業戦略課) 【鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県】	086-224-9415	086-224-7713
九州農政局 (経営・事業支援部 事業戦略課) 【佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県】	096-211-9334	096-211-9825
九州農政局 福岡地域センター	【福岡県】 092-271-5598	092-291-7282
沖縄総合事務局 (農林水産部 食品・環境課) 【沖縄県】	098-866-1673	098-860-1179

* 中国向けについては、輸出品の生産地又は加工地を管轄する地方農政局等に申請ください。

* 香港向けについては、福島県の輸出品は東北農政局へ、群馬県・茨城県・栃木県・千葉県の輸出品は関東農政局へ申請ください。

* この他、県庁所在地にある各地域センターでも申請書類の提出のみ受け付けます。ただし、発行業務は上記申請窓口で行いますので、内容についての問合せには応じられないこと、証明書の発行には、通常より日数を要することを御了承ください。

なお、詳細については、上記申請窓口及び各地方農政局等のホームページをご利用いただきますようお願いいたします。

諸外国向け水産物の輸出に関する証明書の発行について申請窓口一覧

申請窓口	電話番号	EU向け	シンガポール向け	韓国向け	アメリカ向け	中国向け	ブラジル向け	その他各国向け	備考
水産庁 漁政部加工流通課	03-3501-1961	○	○	○	○	○	○	○	
北海道 水産林務部水産局水産経営課	011-204-5466	-	-	○	-	○	-	-	・道内水揚品・道内加工品
石川 農林水産部生産流通課	076-225-1821	-	○	○	○	○	-	○	県内沿岸で採捕・水揚げ、加工されたもののみ
三重 農林水産部水産資源課	059-224-2515	-	○	○	○	○	-	○	県内水揚げ又は県内での最終加工品
和歌山 農林水産部水産局水産振興課	073-441-3000	-	○	○	○	○	-	○	・放射能検査結果についての証明は予定なし ・輸出業者の所在地等により対応できない場合あり ・鮮魚：県内水揚げ・加工品、県内での最終加工品のみ
鳥取 農林水産部水産振興局水産課	0857-26-7313	-	-	○	-	-	-	-	県内水揚げ、県内での最終加工品又は県内の港へ（鳥取県側の埠頭を含む）から輸出されるもの
	0859-42-3167	-	-	○	-	-	-	-	県内水揚品、県内での最終加工品又は県内の港へ（鳥取県側の埠頭を含む）から輸出されるもの
山口 （流通企画室） 下関水産振興局 柳井水産事務所 防府水産事務所 萩水産事務所	(083-933-3556) 下関 083-286-2141 柳井 0820-22-0740 防府 0835-22-1506 萩 0838-25-3377	-	-	○	-	-	-	-	・県内水揚げの活魚・鮮魚のみ
香川 農政水産部水産課	087-832-3471	-	○	-	-	-	-	-	
愛媛 農林水産部水産局漁政課	089-912-2606	-	○	○	○	○	-	○	
高知 水産振興部 合併・流通支援課	088-821-4557	-	-	○	-	-	-	-	（申請者） 1 高知県内で水揚げされた水産動物及び藻類を販売・輸出する事業者 2 高知県内で最終的な加工作業を行った水産加工品を販売・輸出する事業者
福岡 農林水産部水産局水産振興課	092-643-3561	-	○	○	○	○	-	-	県内で水揚げされた水産物又は最終加工地が県内である加工品
佐賀 農林水産部商工本部流通課	0952-25-7094	-	○	○	○	○	-	○	県内水揚げ又は最終加工に関する緊急の要望について対応
長崎 水産部水産加工・流通室	095-895-2871	○	○	○	○	○	○	○	県内水揚げ品・県内加工品 ※他地域産のものを含む場合も対応
熊本 農林水産部流通企画課	096-333-2395	-	○	○	○	○	-	-	県内水揚げ又は県内加工品
大分 農林水産部漁業管理課	097-506-3915	○	○	○	○	○	-	○	県内水揚げ又は県内加工品を漁協組合員である県内業者が申請する場合
鹿児島 商工労働水産部水産振興課	099-286-3435	-	○	○	○	○	-	※2	県内水揚げ又は県内加工品
沖縄 農林水産部水産課	098-866-2300	-	○	○	○	○	-	※2	県内水揚げ又は県内加工品

※1 現在検討中の都道府県もありますので、今後増加する可能性があります
※2 個別相談